

第 75 回大阪市港湾審議会 幹事会 議事録

1 日 時

令和 6 年 10 月 23 日（水） 14 時 00 分～14 時 45 分

2 場 所

A T C I T M棟 10 階 大阪港湾局第 8、9 会議室

3 出席幹事

財務省 大阪税関 総務部長 渡邊 智義（代理 総務部 企画調整室長 林 晃男）
国土交通省 近畿地方整備局 企画部長 高橋 伸輔（代理 企画部 広域計画課長 大國 喜郎）
国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部長 古土井 健（代理 港湾空港部 港湾計画課長補佐 小田切 勝也）
国土交通省 近畿運輸局 海事振興部長 岩佐 裕二（代理 海事振興部 貨物・港運課長 奥田 俊昌）
大阪海上保安監部 次長 片山 敬義
大阪府 都市整備部 河川室 河川整備課長 矢野 克己（代理 河川室 河川整備課主査 浪石 朋治）
大阪市計画調整局 計画部長 荒木 敏
大阪港湾局 総務部長 西河 聡
大阪港湾局 営業推進室長 田邊 朝雄
大阪港湾局 計画整備部長 池田 佳介

4 議 事

大阪港港湾計画の軽易な変更について

港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について

【大阪港港湾計画の軽易な変更について】

（質 疑）

（幹 事）

利用形態の見直しの検討が必要な区域に位置付けていなければ、今後その範囲において土地利用計画の変更はできないということか。また、このエリアであえて利用形態の見直しの検討が必要な区域を設定している理由は。

（事務局）

利用形態の見直しの検討が必要な区域に位置付けていなければ変更できないということではないが、現時点では当該範囲における将来的な土地利用計画が定まっていないため、利用形態の見直しの検討が必要な区域として明示しているものである。

【港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について】

（質 疑）

(幹 事)

どの工事を負担対象に指定するかは港湾管理者が決められているのか。

(事務局)

港湾環境の整備に資する工事を対象にしている。基本的に緑地の建設工事、緑地の維持工事、公害浚渫工事、港内清掃及び沈廃船処理工事を対象としている。

(幹 事)

条例上、負担対象事業者が意見を言う仕組み等はあるのか。

(事務局)

条例上はないが、負担対象事業者の中で代表的な事業者の説明会を行っている。
なお、負担割合は原則 1/2 と決まっているが、過度な負担にならないよう変更している。

(幹 事)

負担割合を変更している理由を説明、明示しておくべきでは。

(事務局)

過年度より負担割合の変更がなかったため、特に明示等を行っていないが、今後においては、負担割合を変更している理由を詳細に説明する。

5 結 果

原案について特段の異議はなかった。

本日の結果は、令和 6 年 11 月 11 日開催予定の大阪市港湾審議会において、池田幹事より報告を予定している。

6 会議資料

- (1) 大阪港港湾計画の軽易な変更について (案) ～説明資料～
- (2) 大阪港港湾計画書 (案)
- (3) 大阪港港湾計画資料 (案)
- (4) 港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について (案) ～説明資料～
- (5) 港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について (案)